

議案第30号

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和7年8月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「4,785.7ヘクタール」を「2,903.5ヘクタール」に改め、同条第6項中「186,800人」を「134,600人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。